

津波対策要領

(出典：予防規程（細則） 1－2、第2、2、3及び4)

1 津波の危険性が高まってきた場合の措置

- (1) 所長は、津波警報等の発表を覚知した場合は、勤務員等に「津波警報等が発表された」ことを確実に周知する。
- (2) 勤務員等は、施設内で強い揺れを感じた場合は作業を中断し、津波警報等の発表状況等の情報を確認する。
- (3) 津波警報等が発表された場合は、勤務員等は想定される津波高さに応じて避難し、安全確保を図る。
- (4) 地震後の緊急点検中に津波警報等が発令された場合は、点検を中断し、津波警報等解除後に点検を再開する。
- (5) 津波警報等が発令された場合は、勤務員は、あらかじめ定められた方法等で、当所内の危険物を取扱う施設、設備等を安全に緊急停止させる。

(6) その他

ア 自衛消防隊員は、拡声器、メガホン等を活用し、誘導員を配置して勤務員等を避難誘導する。

イ 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。

ウ 避難時は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等の施設の安全対策を行う。

2 津波警報等が解除された後の点検・復旧

- (1) 津波警報等が解除された後、所長は、必要に応じて施設の緊急点検を実施し、当所の被害状況の把握に努める。
- (2) 施設再開の可否判断は、緊急点検の結果等から所長が行う。
- (3) 浸水した施設では、危険物の流出の有無を確認する。
- (4) 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、当所内の電気設備や配線の健全性を確認する。

3 その他

津波対策の実施計画に基づく対応に伴い、危険物の仮貯蔵等が必要になることが想定される場合は、消防署に事前提出した実施計画書に基づき安全対策を講ずる。